

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期  
～特別警戒期間～

感染対策期

# 「オミクロン株感染拡大 特別警戒期間」 1月12日（水）～

- 県内は感染力が強いオミクロン株の第6波に本格的に突入
- 異次元のスピードで感染が拡大しており、ピークはいまだ見えず
- このままでは、医療体制や保健所業務への深刻な影響を危惧

**過去最大の危機的状況に直面  
日々の具体的な行動変容を**

# 「特別警戒期間」の主な要請内容等①

## ①県民への要請

### ➤ 県外往来 (変更)

【法要請】(特措法第24条第9項)

○ 県外との不要不急の出張・往来自粛

### ➤ 県内行動 (新規)

【法要請】(特措法第24条第9項)

○ 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛

# 「特別警戒期間」の主な要請内容等③

## ①県民への要請

➤ 会食注意(変更) (特措法第24条第9項)

○ 大人数、長時間を避けて(全県ルール)

(1テーブル4人まで、テーブル間隔は十分確保、移動なし)

松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、四国中央市(1/14~追加)

◇認証店以外は、「4人以下で、概ね2時間以内」

※ワクチン2回接種者も含めて対象

◇認証店は、「全県ルール」を適用

※同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない

○ 県外往来や来県者と接触のある方は、参加は極力控えて

※参加する場合は、無料検査所も活用し、陰性を確認した上で参加

○ 発熱だけでなく、鼻水やのどの痛み、倦怠感や消化器症状(下痢)など風邪症状のある方は、絶対に出席しない、させない

○ 認証店など、感染対策を徹底されたお店を利用(特に換気の確認)<sub>4</sub>

# 感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

## 【県民の皆さんへの要請】

### ○検査の受検【継続】

(特措法第24条第9項)

- 感染に不安を感じる無症状の方について、検査を受検すること。

## 【事業者の皆さんへの協力依頼】

### ○業種別ガイドラインの遵守【継続】

(特措法第24条第9項)

### ○感染拡大時に備えた業務継続体制の点検・実施【継続】

### ○徹底した感染防止対策の実行【継続】

- テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室・喫煙室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人がいる場合は必ず早期の受診を促す

# ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

## 部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
  - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。
  - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**  
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

## 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

## マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。**  
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

## こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

## 換気をしましょう

- ◆ **定期的に換気してください。** 共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

## 手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ **共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。**
  - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
  - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ **トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。**
  - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
  - ・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ **洗浄前のものを共用しないようにしてください。**
  - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

## 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ **体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**
  - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

## ゴミは密閉して捨てましょう

- ◆ **鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。** その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- **ご本人は外出を避けて下さい。**
- **ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。**

# 新型コロナウイルス感染症の無料検査

## ■対象者

感染に不安を感じる無症状の方

## ■検査場所

▷ **愛媛県総合保健協会南予支所**（朝日町3-5-9） ※2月28日まで

営業時間：9時～14時（平日のみ・土日祝日休） 予約不要

検査方法：PCR検査 連絡先：080-8479-9647、080-9558-3827

▷ **南予地区臨時抗原検査センター**（市総合体育館駐車場） ※1月31日まで

開設時間：13時～17時 電話予約：080-1986-6572（13時～15時）

検査方法：抗原検査（鼻腔から検査キットで採取）

※検査費用：**無料**

発熱や咳等の症状がある方は検査できません。医療機関を受診してください。

# 新型コロナウイルス追加接種（3回目） 対象者・予約開始日・予約方法

## ■対象者 65歳以上の方

※2回目接種を完了した方が対象となります。3回目の接種は2回目の接種が終了した日から、概ね7～8か月以上経過すると接種できます。

## ■予約開始日 2月1日（火曜日）午前9時～

## ■予約方法

### ①インターネット予約 ※積極的なご利用とご家族等の予約の手伝いをお願いします。

▶パソコン、スマートフォンから24時間予約可能です。

▶チラシのQRコードを読み込むか、市公式LINEにご登録いただくと、簡単に予約受付システムのページに進むことができます。

▶本庁、各支所の専用窓口で、職員が予約のお手伝いをします。

### ②電話予約 0570-00-0389（専用ダイヤル 通話料有料）

▶コールセンターと専用窓口の対応時間は、午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

**密を避けるため、インターネット・コールセンター予約を積極的にご利用ください。**



# 集団接種会場及び接種日について

## ■ 集団接種会場（宇和島市総合体育館）での接種

※計8回、一日1,400人の接種を予定しています。

予約開始日	接種日	
2月1日（火曜日）	2月	19日（土曜日） 20日（日曜日） 23日（水曜日・祝日） 26日（土曜日） 27日（日曜日）
	3月	5日（土曜日） 6日（日曜日） 12日（土曜日）

## ■ ワンコインタクシー

会場までの移動が困難な方につきましては、ワンコインタクシーが利用できます。

ホームページや本庁、支所、公民館でご確認ください。

※島しょ部の方につきましては、接種券に定期便無料チケットを同封いたしますのでご利用ください。

売上高  
減少率

## 事業復活支援金

(申請期間：1/31～5/31)

## 第3弾えひめ版応援金

(申請期間：12/14～1/31  
→ ～**2/28まで延長**)

0%

△15%

連続2か月  
△15%以上  
・ 中小事業者  
10万円  
・ 個人事業者  
5万円

△30%

単月△30%～△50%  
・ 中小事業者 60万円～150万円  
・ 個人事業者 30万円

単月△30%以上  
・ 中小事業者  
10万円  
・ 個人事業者  
5万円

△50%

単月△50%以上  
・ 中小事業者 100万円～250万円  
・ 個人事業者 50万円

※事業復活支援金の金額は、支給上限額

The screenshot shows the homepage of the Jigyō Fukkatsu Jūkan website. The browser address bar shows the URL [jigyō-fukkatsu.go.jp](https://jigyō-fukkatsu.go.jp/). The main banner features the text "中小法人・個人事業者のための 事業復活支援金" and "コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援". Below this, a box specifies the application period: "2022年1月31日(月)～5月31日(火)" and "※申請受付は2022年1月31日(月)15時以降より開始予定". A section titled "給付額" (Payment Amount) lists "法人は上限最大250万円" and "個人事業主は上限最大50万円".

事業復活支援金

お問い合わせ窓口 資料ダウンロード マイページ

事業復活支援金とは 必要な書類 事前確認 申請サポート会場 よくある質問

中小法人・個人事業者のための

**事業復活支援金**

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

**2022年1月31日(月)～5月31日(火)**

※申請受付は2022年1月31日(月)15時以降より開始予定

※各種資料や詳細情報を掲載したページについては、申請受付開始に向けて順次公表いたします。

**給付額**

法人は上限最大250万円

個人事業主は上限最大50万円

<https://jigyō-fukkatsu.go.jp/>

「事業復活支援金」で  
検索

愛媛県単独事業

# えひめ版応援金 第3弾

愛媛県では、感染対策の強化や事業活動の維持・継続に取り組む事業者の皆さまを対象に「えひめ版応援金（第3弾）」を支給します。

事業復活支援金については、事業復活支援金事務局へお問合せください。  
<経済産業省ホームページ> [https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyoo\\_fukkatsu/](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyoo_fukkatsu/)  
<事業復活支援金事務局ホームページ> <https://jigyoo-fukkatsu.go.jp/>

## 給付額

法人	10万円
個人事業主	5万円

<https://ehime-ouenkin.com/>

「えひめ版応援金第3弾」  
で検索

〒790-0914

愛媛県松山市三町3丁目12-13

伊予鉄三町ビル2階

「えひめ版応援金（第3弾）」

事務局 宛